

議案第 85 号

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 26 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立駒沢生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市台町一丁目19番3号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立桜上水福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立奥沢福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立九品仏生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市台町一丁目19番3号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市台町一丁目19番3号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立千歳台福祉園	社会福祉法人せたがや榎の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立給田福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立下馬福祉工房	社会福祉法人せたがや榎の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

世田谷区立玉川福祉作業所	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立砧工房	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで